

東海発電所

サービス建屋の減築について

(2019年12月16日面談資料 一部修正)

2020年4月8日

日本原子力発電株式会社

1. 工事概要

○全体概要

東海発電所のサービス建屋(地上3階建て)について、建屋のトラックエリア(物品搬出入口)の減築を行う。
本件は東海第二発電所の新規制基準への適合性に係る審査において、「東海発電所への引継ぎ事項」としている。

○目的

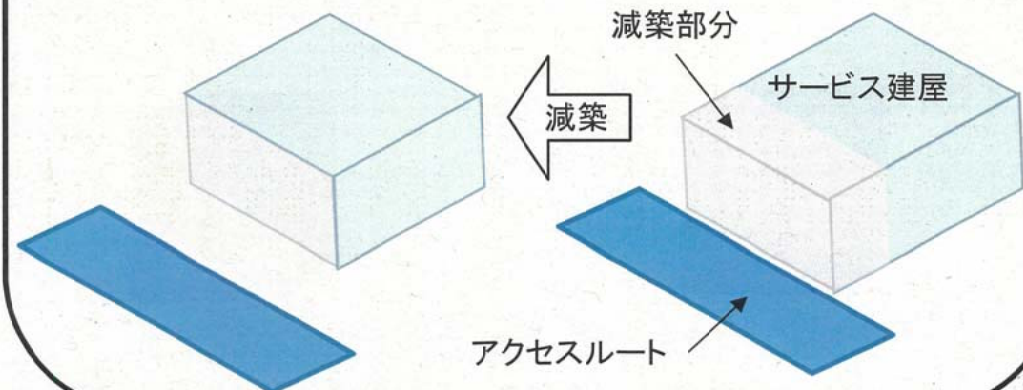
- ✓ サービス建屋損壊による東海第二発電所のアクセスルートへの影響を防止するため
- ✓ 東海第二発電所安全対策工事における作業スペース確保のため

○サービス建屋の減築イメージ

営業秘密又は防護上の観点から公開できません。

営業秘密又は防護上の観点から公開できません。

- ✓ 建屋北側部分を減築
- ✓ 1～3階まですべてを減築



1. 工事概要

○管理区域境界変更

営業秘密又は防護上の観点から公開できません。

- ✓ 減築部分は「汚染のおそれのない管理区域」であり、サービス建屋の管理区域とは隔絶されている
- ✓ 減築後、管理区域境界を一時的に変更し、減築部分を含むエリアを管理区域外として、東海第二発電所安全対策工事にて使用（燃料貯蔵倉庫と同様）
- ✓ 管理区域境界は東海第二発電所安全対策工事の完了以降にもとに戻す

2. 原子炉施設保安規定の扱いについて

- ✓ 管理区域の変更に伴い、管理区域図について変更認可申請を予定
- ✓ サービス建屋減築工事の終了後に管理区域境界を変更するため、管理区域図1, 2と15, 16, 17の変更時期には、1か月程度の差が生じる。
- ✓ **管理区域の変更前に保安規定の変更認可を受ける。(2019年12月16日面談にて確認)**

変更する管理区域図	管理区域図変更の手続き・時期
1. 管理区域全体図	保安規定の変更認可後、管理区域の区域管理変更手順書に基づいた所長の承認を以って管理区域図の変更を適用 (2021年3月下旬見込み)
2. 屋外及び屋外屋上管理区域図	
15. サービス建屋 管理区域図 その1	保安規定の変更認可後、サービス建屋減築工事の終了後、所長の承認を以って管理区域図の変更を適用 (2021年2月上旬見込み)
16. サービス建屋 管理区域図 その2	
17. サービス建屋 管理区域図 その3	

2. 原子炉施設保安規定の扱いについて

営業秘密又は防護上の観点から公開できません。

2. 原子炉施設保安規定の扱いについて

営業秘密又は防護上の観点から公開できません。

2. 原子炉施設保安規定の扱いについて

営業秘密又は防護上の観点から公開できません。

2. 原子炉施設保安規定の扱いについて

営業秘密又は防護上の観点から公開できません。

2. 原子炉施設保安規定の扱いについて

営業秘密又は防護上の観点から公開できません。

3. スケジュール案

